

学校再開の延期について

沼津市教育委員会

1 市立幼小中高校（園）の休業延長期間

5月31日（日）まで（※緊急事態宣言の変更等により変更の場合あり）

ただし、小中高においては、緊急事態宣言の変更や本市・近隣自治体の感染状況を踏まえ、時差通学や学年別等の分散登校等により、登校日を設定することがある。

6月1日（月）に予定する入学式の実施及び実施方法については、今後の感染状況を踏まえ検討する。

2 学校再開延期における対応

(1) 学習プリントの作成等

5月分からの学習プリントを各学校のホームページに掲載するとともに、必要に応じ印刷して配付する。

(2) 学習プリントの配付方法（「図書カード」も同時配付） 5月8日（金）以降を予定

ア これまでに配付した課題の回収と併せ、ドライブスルー方式等により保護者に来校を依頼

イ 来校できない場合は、教職員が各家庭へ届け、併せて回収する

ウ 感染状況により郵送も検討

(3) 動画等による学習支援

学習支援等の動画配信として、学校からのメッセージ、市長からのメッセージと読み聞かせ、文化財等の紹介、ALTによる英語学習、軽運動等の動画リンク一覧を掲載し、児童生徒の学習、体力・健康づくりをサポートしている。

今後、学習プリントの解説についての動画等を作成していく予定。

3 学校による一時預かり教室の実施

子供の居場所確保が困難な家庭への対応として、教職員等が空き教室、図書室、体育館等を使用し対応する。

(1) 開設日時：5月11日（月）から休業期間中 午前8時～12時（平日のみ）

※午後については、これまで通り放課後児童クラブの開所を予定。

(2) 利用条件

ア いずれの保護者が医療従事者である場合

イ 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合

ウ ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合

エ 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

オ 真にやむを得ない理由により、放課後児童クラブを利用している児童のうち希望する場合

カ その他、利用が必要と校長が認めた場合

(3) 受け入れできない場合

ア 保護者、家族はもとより、保護者が勤務する会社等の関係者がPCR検査を受けた場合

イ 毎朝の健康観察と検温により、風邪の症状が見られる場合